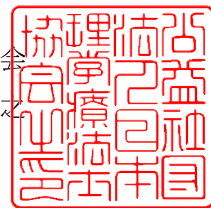


日理協 25 第 199 号

2025 年 7 月 2 日

ス ポ ー ツ 庁 長 官
室 伏 広 治 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 斉 藤 秀 之



ス ポ ー ツ 庁

2026 年度(令和 8 年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2026 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 障害に関する専門的知識を有する理学療法士のスポーツ庁内への継続的な配置
2. スポーツにおける理学療法士の在り方と名称の使用
3. 国民のライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツのさらなる振興
 - 1) 女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおける理学療法士の活用
 - 2) パラスポーツ推進プロジェクトの拡充と理学療法士の活用
 - 3) 「競技力向上事業」による中央競技団体への積極的な理学療法士の活用と配置の啓発
4. スポーツを通じた地域の活性化および健康・福祉教育の充実
 - 1) 「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備」における理学療法士の活用
 - 2) 子供の運動習慣形成・体力向上(アスリートの体育授業派遣等)

各項目の詳細は別添参照

以上

1. 障害に関する専門的知識を有する理学療法士のスポーツ庁内への継続的な配置

【要望先:健康スポーツ課、競技スポーツ課】

2022 年度(令和 4 年度)より、貴庁健康スポーツ課・競技スポーツ課において、専門性を有する理学療法士を継続的に採用いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

スポーツ文化の普及・浸透、健康長寿社会の実現、地域の活性化、国際相互理解の促進、ノーマライゼーションの推進など、スポーツ政策が担う社会課題は多岐にわたっており、これらに対応する司令塔機能を果たすスポーツ庁への期待は年々高まっています。

このような広範かつ複雑な社会課題に持続的に対応していくためには、スポーツ現場に精通する人材や、医療・障害分野における専門知識を有する人材など、多様な人材が政策の立案段階から関与する体制の整備が重要であると考えております。

つきましては、地域における健康スポーツおよび競技スポーツの需要に適した政策を今後さらに強力に推進していただくためにも、理学療法士の継続的な配置を要望します。

2. スポーツにおける理学療法士の在り方と名称の使用

【要望先:競技スポーツ課、政策課】

スポーツを行うすべてのひとを支える「トレーナー」においては、理学療法士やアスレティックトレーナー、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師などといった、スポーツに関わる有資格者を包含した用語となっています。しかしながら、各資格により背景や技術、知識に大きな違いがあり、包括的な役割として隔たりが生じています。理学療法士については、各疾患への理解、動作指導、義肢・装具指導、健康管理、傷害予防等といった、特有の知識を活かした医学的なアプローチを提供することができます。

他方、我が国のナショナルチームのチームスタッフにおいて、理学療法士の資格を有していないにもかかわらず、「フィジカルセラピスト」または「フィジオセラピスト」との名称で活動しているスタッフが見受けられます。国際的に、理学療法士は“Physical Therapist (Physiotherapist)”として位置づけられており、これらの名称が専門資格を有する理学療法士を指すことが広く認識されております。そのため、資格を有さずに当該名称を使用することは、国内外における混乱を招くとともに、アスリート支援の質の担保にも影響を及ぼしかねない状況です。

つきましては、「スポーツ審議会スポーツ基本計画部会」で議論されるスポーツ基本計画におきまして、トレーナーの定義を明確にするとともに、理学療法士の積極的な活用を推進する計画を策定いただくこと要望します。

加えて、理学療法士の資格を有する者が担う役割について、誤解のない表記を用いるよう、関係団体および関係者に対する周知・啓発を推進していただき、これらの取組を推進するために必要な予算の確保を要望します。

3. 国民のライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツのさらなる振興

【要望先:健康スポーツ課、競技スポーツ課、政策課】

1) 女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおける理学療法士の活用

第5次男女共同参画基本計画におきましては、女性アスリートが健康的に競技を継続できる環境整備を含めた、生涯を通じた女性の健康支援が求められています。これを受けて、本事業においても、女性トップアスリート支援プログラムとして、産前・産後・育児期にわたるトータルサポートが展開されています。

妊娠・出産に伴い、女性には腰痛や骨盤帯痛、尿失禁等の身体的症状が生じることが多く、これらに対しては、理学療法士による運動療法や個別指導が有効であることが、多くの研究により報告されています。また、令和6年10月には、「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」が改定され、産後ケア事業の実施担当者として新たに「理学療法士」が明記されました。これにより、理学療法士による産後ケアの重要性が、国の制度上にも明確に位置づけられました。

女性アスリートがそれぞれのライフステージに応じた支援を受け、産後も意欲的に競技へ復帰できるようにするためには、理学療法士による伴走型の支援が極めて重要です。

つきましては、本事業において理学療法士を積極的に活用いただくとともに、その効果をアウトカムとして把握・評価できるよう、事業に関わる必要な予算を確保いただきますよう、要望します。

2) パラスポーツ推進プロジェクトの拡充と理学療法士の活用

東京2020パラリンピック競技大会を契機として、すべての人が参画できるパラスポーツの推進が図られており、本事業においても、「パラスポーツ団体の基盤強化に向けた他団体・民間企業との連携促進や、地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部局の連携体制の整備促進」が重点取組として掲げられています。日本理学療法士協会（以下、「本会」とする。）においても、都道府県理学療法士会（以下、「士会」とする。）と連携し、これらの重点取組に貢献すべく活動を進めてまいりました。

今後、各団体・民間企業との連携におけるモデル事業等を進行する際には本会および士会による事例を参考に、理学療法士の積極的な活用が促進されるよう、各パラスポーツ大会や競技団体に対して周知・啓発を図っていただきますよう要望します。あわせて、本会と連携したパラスポーツ振興に向けた支援拡充事業といった、パラスポーツを下支えする支援の充実に向けての予算確保の検討についても、推進していくことを要望します。

3) 「競技力向上事業」による中央競技団体への積極的な理学療法士の活用と配置の啓発

アスリートの発掘・育成・強化が強力に推進される中、中央競技団体（以下、「NF」とする。）においては、持続的な競技力向上を目指し、中長期的な強化戦略プランの策定とその実行に取り組まれています。選手が高いパフォーマンスを安定的に発揮するためには、専門的な

知識・技能を活かした健康面の支援が不可欠であり、とりわけ選手の基盤となる身体ケアの推進が重要です。

現在、NF において国際試合等への理学療法士の帯同機会は増加していますが、組織内に常勤職として配置されている事例は限られており、十分な体制が整っているとは言い難い状況にあります。理学療法士は、医学的専門性を基盤とした身体ケアや運動・予防指導にとどまらず、トレーニングプランの立案、ストレッチ・障害予防策の構築、さらに多職種との連携を通じた情報管理(データ収集・分析等)など、競技支援において多角的な役割を担うことが可能です。

つきましては、NF におけるコーチ等設置事業の中で、各団体が理学療法士を積極的に配置できるよう、必要な予算の確保を要望します。

4. スポーツを通じた地域の活性化および健康・福祉教育の充実

【要望先:地域スポーツ課、政策課、参事官(地域振興担当)付】

- 1) 「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備」における理学療法士の活用

地域における子供の健全なスポーツ機会の創設が推進されていますが、その実現にあたっては、多様な知識や技能を有する専門職の関与が不可欠です。特に、成長期にある子供たちに対し、身体の成長と運動機能の発達を踏まえた適切な運動指導や障害予防の観点から、理学療法士の専門性を積極的に活用することが有効です。

つきましては、以下の点について要望します。

- (a) 中学校における部活動指導員の配置支援事業において、理学療法士の資格を有する専門職を積極的に活用いただくこと。
- (b) 部活動・地域スポーツ活動への理学療法士の参加実績をもとに、好事例として情報集約・周知を進めること。
- (c) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」における「(3)指導者」について、理学療法士を明記いただくこと。

- 2) 子供の運動習慣形成・体力向上(アスリートの体育授業派遣等)

子供の時期に運動を習慣化することは、基礎的な体力の養成に資するのみならず、成人期以降の継続的な運動習慣の形成や、高齢期における健康の保持・増進にも長期的な影響を及ぼす重要な要素だと認識しております。このため、幼児から大学生に至るまでの各ライフステージにおける体力向上および望ましい運動習慣の形成に取り組むことが重要です。

これらの施策を効果的に推進するためには、運動発達や身体機能に関する専門的知見を有する理学療法士の関与が有効であり、運動支援や指導体制の質的向上につながるものと期待されます。

つきましては、以下の点について要望します。

- (a) 「令和の日本型学校体育構築支援事業」の調査研究・実践研究へ理学療法士を活用すること。
- (b) 幼児期からの運動習慣形成や体育が苦手な児童生徒への指導に向けて、理学療法士を活用すること。